

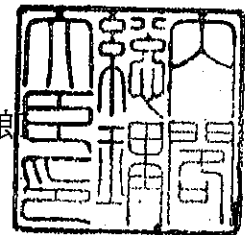
府 食 安 第 1 号

平成15年10月15日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

内閣総理大臣 小泉 純一郎



食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項について
(諮問)

標記について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第21
条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

基本的事項の策定について

【策定の根拠】

1. 食品安全基本法第21条第2項において、「内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」とされている。

【趣旨・内容】

2. 食品安全基本法は、国及び地方公共団体が統一的な方向性をもって措置を講じ、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進するという法の目的の達成を図るため、第11条から第20条までにおいて、当該施策を策定するに当たっての基本的な方向性を明らかにしている。基本的事項は、これらの規定に基づき講じられる各般の措置について、それらを実施する上で望ましい方法、手順など、その実施のための具体的な方策を定めるものである。

具体的には、以下の10項目について定めることとされている。

- ① 食品健康影響評価の実施
- ② 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定
- ③ 情報及び意見の交換の促進
- ④ 緊急の事態への対処等に関する体制の整備等
- ⑤ 関係行政機関の相互の密接な連携
- ⑥ 試験研究の体制の整備等
- ⑦ 国の内外の情報の収集、整理及び活用等
- ⑧ 表示制度の適切な運用の確保等
- ⑨ 食品の安全性の確保に関する教育、学習等
- ⑩ 環境に及ぼす影響の配慮

【策定の時期】

3. 来年1月の策定（閣議決定）を予定している。

○ 食品安全基本法（抄）

〔平成十五年五月二十三日〕
〔法律第四十八号〕

最終改正：平成十五年六月十一日法律第七十四号

第二章 施策の策定に係る基本的な方針

（食品健康影響評価の実施）

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
- 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。

3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

（国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定）

第十二条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第一項又は第二項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

（情報及び意見の交換の促進）

第十三条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第十四条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

第十五条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(試験研究の体制の整備等)

第十六条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保上重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。

(国の内外の情報の収集、整理及び活用等)

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

(表示制度の適切な運用の確保等)

第十八条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない。

(食品の安全性の確保に関する教育、学習等)

第十九条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実ににより国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

(環境に及ぼす影響の配慮)

第二十条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。

(措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表)

第二十一条 政府は、第十一条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項（以下「基本的事項」という。）を定めなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、基本的事項の変更について準用する。